

岐 阜 県 公 報

号外 (七) 平成十九年 四月 一日

目 次

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(総合政策課)

一

告 示

岐阜県告示第百六十三号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成十五年岐阜県告示第七百九十号の二)の二第2条のちひに改むる。

平成十九年四月一日

岐阜県長 田 田 謙

第2条第2号中「、リース料」を「及びリース料」に改める。

第3条第1項中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条中「株式会社、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

第5条第1項中「一件」を「1件」に、「を36億円を限度として増額させることができる」を「は36億円を限度とする」に改め、同条第2項中「一件」を「1件」に、「各号」を「同条各号」に、「第2条第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「一件」を「1件」に改め、同条第4項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第6項中「一件」を「1件」に改める。

第7条中「4年以内」を「、4年以内」に改める。

第15条第1項中「貸付けること」を「貸し付けること」に改め、同条第2項中「貸付決定」を「貸付けの決定」に、「調査・検討」を「調査及び検討」に改める。

第17条第1項中「貸付決定をした」を「貸付けの決定をした」に、「貸付決定を受けた」を「当該決定を受けた」に、「貸付決定を取り消す」を「貸付けの決定を取り消す」に改め、同条第2項中「貸付決定」を「貸付けの決定」に改める。

第21条中「に際しては」を「を行うときは」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第4項	「過疎地域」	「過疎地域」又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」
	30億円	33億円
	45億円	48億円
第5条第5項	30億円	33億円
	45億円	48億円
	「過疎地域」	「過疎地域」又は「特別豪雪地帯」
	37.5億円	41億円
	56億円	59億円

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 市 数 田 南 二 丁 目 一 番 一 号
岐 阜 県 庁

印 刷 者
岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 飯 尾 寛
岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社
定 価 一 千 四 百 〇 〇 円 (送 料 共) (消 費 税 二 一 八 六 円 を 含 む)